

論点検討資料（執行機関の役割と責務）（案）

【条例素案（たたき台）】

第〇節 執行機関

（市長の役割と責務）

第〇条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、市政全体の総合的な調整その他の権限を適正に行使し、誠実かつ公正に市政運営を行わなければならない。

2 市長は、自治の基本理念に基づき、自治の推進および市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。

（執行機関の役割と責務）

第〇条 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実かつ公正に執行するとともに、執行機関相互の連絡を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

2 執行機関は、市民と市との協働による地域のまちづくりを推進するとともに、市政の課題に的確に対処するため、職員の育成を図るものとする。

（職員の責務）

第〇条 職員は、市民全体のために働く者として、法令、条例、規則等を遵守するとともに、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得および能力向上に努めなければならない。

3 職員は、市民と市との協働による地域のまちづくりの推進に努めるものとする。

【市民委員会の提言】

4 行政の役割と責務

▪ 市長の責務

- ・市長は、行政の最高責任者として職務を遂行します。
- ・市長は、市民の信託に応え、法律に基づく権限等を適正に行使し、公正かつ誠実な市政運営を行います。

▪ 職員倫理と意識

- ・職員は、職務の遂行に際し、法令および条例等を遵守するとともに、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行します。

【論 点】

1 市長の役割と責務

2 執行機関の役割と責務

3 職員の責務

執行機関の責務（全国23自治体の自治基本条例等との比較）

		川崎市	静岡市	札幌市	新潟市	豊田市	大和市	太田市	平塚市	三鷹市	帯広市	さぬき市	善通寺市	丸亀市	四日市市	吹田市	豊中市	伊賀市	名張市	文京区	上越市	石狩市	花巻市	二七町	小計	
市長の責務	公正，誠実な行政運営	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○			○	18	
	市民の信託に応える		○		○	○		○		○						○		○	○				○		○	10
	職員の育成						○				○	○	○	○	○	○								○		8
	市政運営方針を定める									○				○			○		○	○	○	○	○			7
	効率的，効果的な組織運営								○		○									○				○		4
	行財政運営		○		○		○														○					4
	市民の意向把握			○								○			○								○			4
執行機関の責務	公正，誠実，効率的に事務を遂行	○			○	○		○		○						○	○	○		○	○	○		○	12	
	相互の連携				○			○	○					○						○						5
	市民の意向把握														○					○	○	○			4	
	職員の育成					○		○																		2
	簡素で機能的かつ柔軟な組織																			○						1
職員の責務	公正，誠実，効率的に事務を遂行	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21
	自己の能力向上		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		19
	市民全体の奉仕者としての自覚		○	○		○	○	○			○		○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		16
	法令等の遵守				○		○		○					○	○							○				6
	まつづくりへの積極的な取組		○			○					○	○												○		5

注) ○は該当

【条文比較表（執行機関の役割と責務）】

	上越市自治基本条例 (H20. 4. 1施行)	丸亀市自治基本条例 (H18. 10. 1施行)	静岡市自治基本条例 (H18. 4. 1施行)	豊田市まちづくり基本条例 (H17. 10. 1施行)	川崎市自治基本条例 (H17. 4. 1施行)	伊賀市自治基本条例 (H16. 12. 24施行)
執行機関の役割と責務	<p>第4章 市長等の権限及び責務等 (市長の権限)</p> <p>第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。</p> <p>2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。 (市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。</p> <p>2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。</p> <p>3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。 (市長以外の執行機関の権限)</p> <p>第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。 (市長以外の執行機関の責務)</p> <p>第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。</p> <p>2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。 (市の職員の責務)</p> <p>第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。</p>	<p>第4章 市長、他の執行機関及び職員の責務 (市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、市政の代表者として、この条例の理念を実現するため、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>3 市長は、職員を指揮監督し、その能力を評価した上で適正に配置するとともに、人材の育成を図らなければならない。 (他の執行機関の責務)</p> <p>第10条 市長を除く執行機関は、その職務に応じて、市長と同様の責務を負い、市長及び他の執行機関と協力して市政の運営に当たらなければならない。 (職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、市民本位の立場に立ち、公正、誠実かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>3 職員は、職務の遂行に必要な知識や技術等の能力開発及び自己啓発を行うとともに、創意工夫に努めなければならない。</p>	<p>第6章 市の執行機関の役割及び責務 (市長の役割及び責務)</p> <p>第19条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。</p> <p>2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進し、市民の信託にこたえなければならない。</p> <p>3 市長は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、地域の資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げる行財政運営を行わなければならない。 (職員の責務)</p> <p>第20条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮するとともに、法令等を遵守することはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。</p> <p>3 職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。</p>	<p>第3章 自治を担う主体 第3節 執行機関 (市長等の責務)</p> <p>第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。 (市長等の責務)</p> <p>第12条 2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。 (職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。</p> <p>3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。</p>	<p>第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等</p> <p>第3節 市長等 第1款 市長等 (市長の設置)</p> <p>第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。 (市長等の権限、責務等)</p> <p>第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。</p> <p>2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。</p> <p>3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。</p>	<p>第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務 (行政の役割と権限)</p> <p>第42条 市の執行機関は、法令で定めるところにより、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。</p> <p>2 市長は、市の執行機関を統括し、これを代表する。</p> <p>3 市長は、議案の提出、予算調整、地方税の賦課徴収、財産の取得及び公文書類の保管等、市の事務を執行する権限を有する。 (市長の責務)</p> <p>第43条 市長は、市民の負託にこたえ、市政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公平・公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。 (執行機関の責務)</p> <p>第44条 市の執行機関は、市の事務の企画立案、実施及び評価において、内容、効果を市民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。 (職員の責務)</p> <p>第45条 市の職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。</p>